＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW

TKC近畿兵庫会東播支部
広報委員 長田達子

資産に関わる税金の変更点について②

暦年課税における相続開始前贈与の加算期間が3年から7年に

制度の概要（改正前）

相続開始前3年以内に贈与があった場合、その贈与財産を相続財産の課税価格総額に加算して相続税を計算します（贈与税を申告し、110万円基礎控除された部分も含む）。

改正の概要

相続開始前7年以内に贈与があった場合、その贈与財産を相続財産の課税価格総額に加算して相続税を計算します。加算期間は2027年1月1日以後の相続開始から延長され、延長される4年分については、その合計額から100万円を控除した金額が相続税の課税価格に加算されます。

加算対象者

相続または遺贈により財産を取得した人が対象。相続人以外の者でも遺贈により財産を取得すれば加算の対象となります。

適用関係

2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

生前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ

相続開始日ごとの生前贈与加算期間
➡2027年1月1日から順次延長されます

2024年1月1日	2027年1月1日	2031年1月1日
①移行前 ～2026年12月31日	**②移行期間中** 2027年1月1日～30年12月31日	**③完全移行後** 2031年1月1日～
生前贈与加算期間 相続開始前3年以内	相続開始前7年以内 （ただし2024年以後の贈与に限る）	相続開始前7年以内
①移行前までに相続が発生した場合 **生前贈与加算期間：3年**	②移行期間中に相続が発生した場合 **生前贈与加算期間：3～7年** （2024年1月1日以後の贈与を加算）	③完全移行後に相続が発生した場合 **生前贈与加算期間：7年**

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！ ひょうご企業業績